

平成 25 年度 概算要求の概要 (雇用均等・児童家庭局)

《概算要求額》

(単位：億円)

会計区分	平成 24 年度 当初予算額	平成 25 年度 概算要求額	増▲減額	伸び率
一般会計	20,229	20,339	110	+0.5%
※概算要求額のうち、100億円は重点要求				
年金特別会計 子どものための 金銭の給付勘定				
うち、児童育成事業費	633	659	26	+4.1%
労働保険特別会計	123	95	▲28	▲22.6%
労災勘定	4.2	3.8	▲0.5	▲10.8%
雇用勘定	118	91	▲27	▲23.0%
東日本大震災復興 特別会計	8	37	29	+368%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

《重点要求》

地域子ども・子育て支援基盤の再生（100億円）

社会保障と税の一体改革による子ども・子育て新制度の施行に向け、地域の子ども・子育て支援機能を新しい形で再生させ、子育てしやすい社会の実現とすべての子どもの育ちを支えるため、以下の取組を推進

1. 地域子ども・子育て支援事業の機能強化（84億円）

すべての子ども・子育て家庭に対する地域支援機能の強化を図るため、

- ・ 地域子育て支援拠点事業について、「地域機能強化型」を創設し、①子ども・子育て家庭が多様な事業や制度などの中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの利用者支援を実施するとともに、②世代間交流や地域ボランティアとの協働など地域との支援・協力関係を構築
- ・ 一時預かり事業について、「基幹型施設」を創設し、①休日などの開所や②通常の開所時間を超えた時間延長を実施

2. 児童養護施設等の家庭的養護への転換（16億円）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中で、より家庭的な環境の下で育成するため、小規模グループケア、グループホーム等の整備を重点的に支援し、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を強力に推進

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な子ども・子育て支援の推進

1 待機児童の解消などに向けた取組

(平成24年度当初予算額)

(平成25年度概算要求額)

4,919億円 → 5,310億円

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実

4,612億円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大(約7万人)を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1万人→1.3万人)、延長保育(58.0万人→60.2万人)、休日・夜間保育(休日:10万人→11万人、夜間:224箇所→252箇所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人→延べ171.8万人)などの充実を図る。

また、保育所の施設整備などを行う「安心こども基金」については、期限延長などについて検討する。

(2) 放課後児童対策の充実 **317億円**

保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう、箇所数の増（26,310箇所→27,029箇所）を図る。

(3) 地域の子育て支援の充実【一部重点要求：2ページ参照】 **344億円**

すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため、市町村に交付金を交付する。

特に、重点要求として、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業について、地域の子ども・子育て支援の機能強化を図るため、新たな類型を創設する。

(4) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援【復興（復興庁計上）】 **37億円**

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 児童手当制度 **1兆4,585億円 → 1兆4,311億円**

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給に必要な額を確保する。

(注) 国家公務員分は含んでいない。

3 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実 **963億円 → 989億円**

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実 **932億円**

①児童虐待防止対策の推進

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを図る。

②家庭的養護の推進

家庭的養護への転換を図るため、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、既存の建物の賃借料の支援（月額10万円）により小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などでの養護を推進する。

③被虐待児童などへの支援の充実

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行うとともに、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算や保育士配置の充実を図る。

④要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

児童養護施設などの措置を延長した大学進学者などに対して、入学時の支度費を含め、特別育成費を支給するとともに、措置解除時に自立生活支度費などを支給する。また、中卒・高校中退などの児童にも、自立に役立つ資格取得に必要な経費を支給する。

(2) 児童養護施設などの家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実 【一部重点要求：2ページ参照】 36億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力に推進するため、各都道府県で策定する小規模化などの計画に基づく施設整備を評価した上で、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの整備を重点的に支援する。

(3) 配偶者からの暴力(DV)防止 43億円

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,857億円 → 1,892億円

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 39億円

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。

また、高等技能訓練促進費等事業などについて、新たに父子家庭の父を対象に加える。

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,853億円

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 母子保健医療対策の推進

271億円 → 262億円

(1) 不妊治療などへの支援【一部新規】

94億円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

また、離島振興法の改正に伴い、離島に居住する妊婦の健康診査を受診するための交通費などの支援を行う。

なお、「妊婦健康診査支援基金」については、期限延長などについて検討する。

(2) 小児の慢性疾患などへの支援

165億円

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する（小児慢性特定疾患治療研究事業）。なお、難病対策に係る検討と併せ、当該事業の在り方について、予算編成過程で検討する。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進（一部再掲・6ページ参照）

92億円 → 78億円

安定した雇用・生活の確保と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 働く「なでしこ」大作戦の推進（女性の活躍促進による経済活性化）

5.7億円 → 6.6億円

(1) 女性の活躍促進のための営業大作戦の本格実施【一部新規】

5.4億円

「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」を本格的に実施するため、新たに雇用均等指導員（均等担当）（仮称）を設置し、企業に対するポジティブ・アクションの直接的な働きかけを行う。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進【一部新規】 1. 2億円

専用ポータルサイトでの開示などによる女性の活躍状況の「見える化」を促進するとともに、企業の労使で男女の均等度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり（格差の見える化）を行う。

また、新たに、メンター（※1）やロールモデル（※2）の確保・育成が困難な中小企業がネットワークをつくることによる女性の相互研鑽、研修などを行う仕組みづくりを支援する。

（※1）メンター：後輩から相談を受け、その問題をサポートする人物

（※2）ロールモデル：豊富な職務経験を持ち模範となる人物

2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進 92億円 → 79億円

(1) 両立支援に取り組む事業主などへの助成金の支給【一部新規】

72億円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における短時間勤務制度を導入し労働者に利用させるなど、雇用環境の整備を行う事業主などに助成金を支給する。

また、新たに期間雇用者継続就業支援コースを設け、期間雇用者に育児休業を取得し、復職させた事業主に助成金を支給することにより、期間雇用者の育児休業の取得を促進し継続就業を支援する。

なお、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、助成内容や支給要件などの抜本の見直しを行う。

(2) 仕事と育児の両立支援に関する雇用管理改善事業の実施 5.1億円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、期間雇用者の育児休業や短時間勤務の取得などに関する好事例の収集・普及を行うとともに、イクメンプロジェクトの拡充などにより、男性の育児休業の取得を促進する。

(3) 仕事と介護の両立支援事業の実施【新規】 52百万円

労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの両立支援対応策モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向けハンドブックの作成、シンポジウムの開催などを行う。

(4) 育児・介護休業法の円滑な施行 62百万円

育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導などの強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(5) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 **22百万円**

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定などが行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

【一部新規】

25億円 → 16億円

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金の活用による支援、職務分析・職務評価の導入とともに、新たに雇用管理改善のモデル事業を実施する。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

(注) 正社員への転換などを推進するために支給している現在の均衡待遇・正社員化推進奨励金は、他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合し、職業安定局において包括的な助成金など(58億円)として概算要求している。

4 多様な働き方に対する支援の充実

3.4億円 → 1.4億円

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部再掲) **97百万円**

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 **41百万円**

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関など発注者を対象とした支援事業を実施する。